



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和8年3月5日(木) 号外(第2号)

目次

	ページ
公安委員会規則	
○群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則等の一部を改正する規則(警務課)	2
公安委員会規程	
○群馬県公安委員会公文書管理規程の一部を改正する規程(警務課)	3
警察本部訓令	
○群馬県警察の公文書の管理に関する訓令の一部を改正する訓令(警務課)	3

■ 公安委員会規則

群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月5日

群馬県公安委員会委員長 久保田 寿 栄

群馬県公安委員会規則第2号

群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則等の一部を改正する規則

(群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則の一部改正)

第1条 群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則(平成11年群馬県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第19条の3中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 国際犯罪の取締りに関すること。

第29条第6号中「高齢運転者対策室」を「高齢運転者支援室」に改める。

第31条中第3号を削り、第4号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) ローン・オフエンダー等対策室に関する事。

第32条の2第1号ウ中「第31条第3号」を「第47条の2の3第3項第2号」に改める。

第43条の2の2第3項に次の1号を加える。

(8) 群馬県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例(令和7年群馬県条例第35号)に関する事。

第45条第3項を次のように改める。

3 機動捜査隊の事務は、機動捜査活動による犯罪の捜査及び被疑者の検挙に関する事とする。

第47条の2の2(見出しを含む。)中「高齢運転者対策室」を「高齢運転者支援室」に改める。

第47条の2の3を第47条の2の4とし、第47条の2の2の次に次の1条を加える。

(ローン・オフエンダー等対策室)

第47条の2の3 警備第一課に、ローン・オフエンダー等対策室を附置する。

2 ローン・オフエンダー等対策室は、前橋市に置く。

3 ローン・オフエンダー等対策室の事務は、次のとおりとする。

(1) 個人による警備犯罪その他の事案(次に掲げるものを除く。)に係る警備情報の収集、整理等に関する事。

ア 極端な国家主義的主張又は民族主義的主張に基づく暴力主義的活動

イ 国内外の社会経済情勢の変化に起因する警備事象

ウ 極左的主張に基づく暴力主義的破壊活動

エ テロリズムに係る組織犯罪その他これに類する特殊な組織犯罪

(2) 次に掲げる犯罪その他警備犯罪の取締りに関すること(警備第二課及び外事課の所掌に属するものを除く。)

ア 刑法(明治40年法律第45号)第2編第2章及び第3章に規定する犯罪

イ 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)に規定する犯罪

ウ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法(昭和27年法律第138号)第6条及

び第7条に規定する犯罪

エ 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和29年法律第166号)に規定する犯罪

第50条の4第2項、第51条第2項、第53条第2項、第54条第2項、第55条第2項及び第60条第2項中「一般職員」を「警察行政職員」に改める。

(犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状等の請求をすることができる司法警察員の指定に関する規則の一部改正)

第2条 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状等の請求をすることができる司法警察員の指定に関する規則(平成12年群馬県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第1条第3号中「及び地域官」を削る。

附 則

この規則は、令和8年3月17日から施行する。

■ 公安委員会規程

群馬県公安委員会公文書管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月5日

群馬県公安委員会委員長 久保田 寿 栄

群馬県公安委員会規程第2号

群馬県公安委員会公文書管理規程の一部を改正する規程

群馬県公安委員会公文書管理規程(令和3年群馬県公安委員会規程第5号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「一般職員」を「警察行政職員」に改める。

附 則

この規程は、令和8年3月17日から施行する。

■ 警察本部訓令

群馬県警察本部訓令甲第3号

群馬県警察の公文書の管理に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月5日

群馬県警察本部長 丸 山 潤

群馬県警察の公文書の管理に関する訓令の一部を改正する訓令

群馬県警察の公文書の管理に関する訓令(令和3年群馬県警察本部訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。
第1条中「(令和3年群馬県公安委員会規程第6号)」を「(令和3年群馬県公安委員会規程第5号)」に改める。

第6条第2項中「次条」を「第8条」に、「文書取扱責任者等」を「文書取扱責任者及び文書管理担当者(以下「文書取扱責任者等」という。)」に改める。

第9条中「、文書取扱責任者及び文書取扱担当者」を「及び文書取扱責任者等」に改める。

第18条中「上、」を「上」に改め、「供し」の次に「(以下この条において「供覧する」という。)」を加える。

第21条第6号中「訓令等」を「訓令甲等」に改める。

第23条第2項第2号イの表生活安全課の項中「生活安全課」の次に「又は刑事生活安全課」を加え、同表刑事(第二)課の項中「刑事(第二)課」の次に「又は刑事生活安全課」を加え、同項に次の一号を加える。

(3) 示達甲、示達乙及び往復文書 文書番号に署の記号及び主管課の記号を冠する。この場合において、文書番号は、原則として、文書管理システムにより採番するものとし、同システムによることができないときは、当該主管課に備付けの文書発出簿により、施行の順序に従って付けるものとする。

第27条第1項第1号中「で、」の次に「文書管理システムの伺い文欄、備考欄等又は」を加える。

第44条第1項第1号中「には」を「は」に改める。

第61条第2項中「公文書」を「文書ファイル」に改め、同条第4項中「前2項」を「第1項及び第2項」に改める。

第74条第2項中「秘密文書責任者」を「秘密文書取扱責任者」に改める。

別表第2の第6の1の表中

「 施行文書の日付と施行年月日とは一致するのが原則であるから、両者が異なる場合で特に必要のあるときは、施行(適用)年月日を記載するものとする(以下第6中において同じ。)。 を

「 1 条を用いることができる。
2 施行文書の日付と施行年月日とは一致するのが原則であるから、両者が異なる場合で特に必要のあるときは、施行(適用)年月日を記載するものとする(以下第6中において同じ。)。 に改める。」

別表第3の2の表館林警察署の項の次に次のように加える。

桐生警察署	桐
-------	---

別表第3の3の表刑事課の項の次に次のように加える。

刑事生活安全課	刑生
---------	----

附 則

この訓令は、令和8年3月17日から施行する。